

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：学校司書 学校教育課】

令和6年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人

2 募集職種 学校司書 学校教育課

3 業務内容

大津市立小中学校の図書館における環境整備と読書指導の充実を図るため、配属先の学校長の監督責任のもと、司書教諭及び図書館担当教員と連携の上、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 図書館の蔵書の分類及び整理
- (2) 図書館の蔵書目録の整備（新たな図書購入を含む。）
- (3) 図書館の環境整備に関する業務
- (4) 授業の調べ学習における資料の収集準備
- (5) 図書館の蔵書検索案内、貸出及び返却業務の指導
- (6) 読書活動推進のための企画及び立案
- (7) その他、学校長が業務として必要と認めるもの

※勤務日及び配属先については選考時に希望を伺い、選考により決定します。

4 募集対象

図書館司書又は司書教諭の資格を有する人（令和6年3月31日までに取得見込みを含む。）

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和6年2月5日（月）～令和6年2月29日（木）

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を添付した履歴書

③図書館司書若しくは司書教諭の資格証の写し又は資格取得見込証明書

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市教育委員会学校教育課 「学校司書採用担当者」まで

電話番号：077-528-2633

7 選考日時及び選考会場

令和6年3月4日（月） 午前9時30分～ 大津市役所新館2階 相談室

8 選考方法

個人面接試験及び筆記試験の総合判定

9 結果の発表

受験者本人宛に、7日以内に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日（予定）まで ※雇用開始年度の翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。（4回まで、最長5年） 採用後1ヶ月（勤務日数が15日に満たない場合は、15日まで延長）を条件付とし、良好な成績で勤務した時に初めて正式採用されます。
勤務地	大津市立小中学校55校のうち、学校教育課が指定する学校 ※勤務地については、3月下旬に書面で本人に通知します。
勤務日	学校教育課が定める限度内で2校での勤務を担当し、大津市立小中学校の課業日及び配属先の学校長が指定する日のうち1校につき週2回ずつ（年間112日程度）とします。ただし、学校行事等により週休日の振替を行う場合があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、大津市立小中学校の夏季、冬季及び学年末等における休業日
休暇	年次有給休暇あり 1年目3日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	学校教育課が指定する2校での勤務を担当し、1日あたり4時間とします。勤務時間は午前9時00分から午後4時00分までの間で、学校長が指定する勤務時間とします。ただし、学校行事等により変更する場合があります。
基本給	時給1,228円～時給1,405円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限日2,619円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	なし
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

	<p>営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）</p>
その他	<p>給与等支給日：翌月 20 日</p> <p>勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。</p>